

鳥取縣公報

告示

◆鳥取縣告示第百三十八号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により東伯郡北谷村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十六年三月二十七日から

同 年三月三十日まで

昭和二十六年三月二十七日
外 火 曜 日

◆鳥取縣告示第百三十九号

左の件を附議するため昭和二十六年四月二日臨時縣会を鳥取市に招集する。

昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、特別會計設置に関する件

一、昭和二十六年度特別會計縣營發電事業費歳入歳出予

算

一、起債に関する件

本書ノ大キサハ國定規格A五例